

沖縄県病院事業局寄附金募集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県立病院及び診療所に必要な医療機器を整備するなど、医療体制の充実を目的とする寄附金の募集等に関する事務及び事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受け入れ等)

第2条 寄附金は、1,000円以上とし、沖縄県病院事業会計に受け入れることとする。

2 病院事業局長（以下「局長」という。）は、寄附の申し込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思慮される場合は、受け入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

(寄附金の受入時期)

第3条 寄附金の受け入れは随時行うものとする。

2 寄附金は寄附申出書（様式第1号）により申し込み、納入通知書により收受するものとする。

3 寄附者から申し出がある場合は、寄附金の用途に関する希望を添えた寄附金を受け入れることができるものとする。

(寄附金の受付窓口)

第4条 寄附金の受付窓口は、沖縄県病院事業出納取扱金融機関（琉球銀行本支店）とする。

(寄附金の調定)

第5条 収納された寄附金の調定は局長が行う。

(寄附金台帳の作成)

第6条 局長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第2号）を作成しなければならない。

(寄附金の不返還)

第7条 この要綱に定めるもの及び負担付きの寄附に係るものを除くほか、受け入れた寄附金はいかなる場合も返還しない。

(寄附金の運用・運営)

第8条 寄附金はこの要綱の目的に沿って適切に活用するため、局長がその使用方法を決定する。

(広報)

第9条 寄附金の募集・使用内容等は、随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めることとする。

(庶務)

第10条 寄附金に関する庶務は、沖縄県病院事業局病院事業総務課が処理することとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

寄附申出書

年 月 日

沖縄県病院事業局長 殿

(寄附申込者)

住 所 : _____

氏名又は法人等団体名 :

(漢 字) _____

(ふりがな) _____

生年月日又は設立等年月日 :

大・昭・平・令 年 月 日生

(電話番号 _____)

沖縄県立病院の充実のために、次のとおり寄附したいので申し出ます。

記

1 寄附金額 金 _____ 円也

2 寄附先病院等にチェックして下さい

北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター

精和病院 宮古病院 八重山病院 診療所 (_____ 診療所)

病院事業局全体または本庁

3 寄附をすることとした理由 (あなたが病院事業局にご寄附をしたいと思ったきっかけなどがありましたら、是非お書きください)

----- ----- ----- ----- ----- -----
--

寄附の情報公開同意書

年 月 日

沖縄県病院事業局病院事業総務課

FAX 098-866-2837

電話 098-866-2832

沖縄県病院事業局への寄附について、申し出を頂き感謝申し上げます。

病院事業局では、寄附者（社）の申込内容、寄附額などの情報について、事務管理上、管理台帳を作成し厳重に保管することとしております。

また、今後、寄附金の募集に際して、報道機関、ホームページなど各種メディア等への周知活動をおこなう予定です。その際、下記事項の個人情報について、公開してもよいか確認が必要となりますので、次に氏名（又は会社名）、住所（又は所在地）、連絡先を記入の上、同意するかどうか記載してください。

寄附者(社)

氏名又は会社名

住所又は所在地

連絡先

情報公開に（ 同意します 同意しません ）

記

情報公開内容(同意いただける情報にチェックしてください)

- 氏名または会社名
- 住所または所在地
- 寄附金額